

議員提出議案第12号

知的障害行政における国の対応拡充に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和4年12月9日

墨田区議会議長

木内 清 様

提出者	墨田区議会議員	佐藤 篤
	同	田中 邦友
	同	たきざわ 正宜
	同	藤崎 こうき
	同	加納 進
	同	高橋 正利
	同	高柳 東彦

知的障害行政における国の対応拡充に関する意見書

身体障害者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障害者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されています。しかし、知的障害者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障害者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害、あるいは知的障害者の定義は規定されていません。

また、身体障害者、精神障害者、知的障害者の手帳制度について、身体障害者と精神障害者の手帳は、法律に基づき交付・運用されていますが、知的障害者の療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運用されています。

そのため、知的障害については、自治体により障害の程度区分に差があります。

また、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じているため、自閉症の方への手帳交付については、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、都道府県によって対応が様々です。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、国際的な知的障害の定義、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方を検討し、知的障害行政と手帳制度を法律による全国共通の施策として展開するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年12月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて